

契約書様式の改正概要（令和 8 年 4 月 1 日～）

（1）工事請負

（単年度）

（約款第 2 条関係）

- ① 他機関が発注した工事との調整規定の創設について
受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとすることとした。

（約款第 3 条の 2 関係）

- ② 適正な労務費の確保等について新設
適正な労務費を発注者が確認して支払うこと、受注者が技能者、下請契約を締結する者に支払うことを明文化した。
発注者は必要があると認めるときは、理由を付して、上記 2 書類（技能者及び下請契約を締結する者の支払い関係書類）の提出を求めることができることを明文化した。

（約款第 7 条の 2 関係）

- ③ 約款第 3 条の 2 で、建設業法を記載したため法令番号等を削除した。

（約款第 10 条関係）

- ④ 約款第 3 条の 2 で、建設業法を記載したため法令番号等を削除した。
建設業法第 26 条第 3 項に号を新設したことによる変更
ただし書きを第 2 号に変更した。

（約款第 23 条・24 条・25 条関係）

- ⑤ 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について
請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

（約款第 36 条関係）

- ⑥ 前払金の使途に関する規定の見直しについて
国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可

能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

(複数年)

- ① 契約書(頭書)の項番9に中間前払金の欄を追加した。

(約款第2条関係)

- ② 他機関が発注した工事との調整規定の創設について受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする事とした。

(約款第3条の2関係)

- ③ 適正な労務費の確保等について新設
適正な労務費を発注者が確認して支払うこと、受注者が技能者、下請契約を締結する者に支払うことを明文化した。
発注者は必要があると認めるときは、理由を付して、上記2書類(技能者及び下請契約を締結する者の支払い関係書類)の提出を求めることができることを明文化した。

(約款第7条の2関係)

- ④ 約款第3条の2で、建設業法を記載したため法令番号等を削除した。

(約款第10条関係)

- ⑤ 約款第3条の2で、建設業法を記載したため法令番号等を削除した。
建設業法第26条第3項に号を新設したことによる変更
ただし書きを第2号に変更した。

(約款第23条・第24条・第25条関係)

- ⑥ 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について
請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

(約款第36条関係)

- ⑦ 前払金の使途に関する規定の見直しについて
国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏

まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

(50万未満)

(約款第8条・第9条・第10条関係)

- ① 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

(2) 発注者支援業務委託

(単年度)

- ① 第25条第1項及び第35条の2第3号の語句を修正した。

(複数年度)

- ① 第25条第1項及び第35条の2第3号の語句を修正した。

(3) 修繕請負

(約款第8条関係)

- ① 建設業法第26条第3項に号を新設したことによる変更ただし書きを第2号に変更した。

(約款第15条・16条・17条関係)

- ② 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

※4月1日(水)にホームページの契約書様式を更新いたします。